

鳥取県議会議員全員協議会傍聴要領の一部改正について

(案)

鳥取県議会議員全員協議会傍聴要領（平成24年5月11日議員全員協議会決定）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(傍聴席に入ることができない者) 第7条 略</p>	<p>(傍聴席に入ることができない者) 第7条 略 2 <u>乳幼児は、傍聴席に入ることができない。</u></p>

附 則

この要領は、平成27年 月 日から施行する。